



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

減災のてびき

最近、中国で大きな地震がありましたね。内閣府(防災担当)は、「減災(災害による被害をできるだけ小さくする取組み)のてびき」を発行して災害被害を少なくできる7つの備えを掲載しています。

突然起こる災害には日ごろからの対策と準備が大切ですね。

災害被害を少なくする「自助」・「共助」
自分の身は、自分で守る「自助」、地域や身近にいる人同士が助合う「共助」が大きな力となります。

あなたのお宅やご近所は安全ですか？
市町村役場や公民館などに配布されている**防災マップを確認**しましょう。防災マップは、大地震、津波、救援活動に必要な情報が掲載されている地図です。**ゆれやすさマップ**(地震のゆれやすさを示した地図)も内閣府の「防災情報のページ」で紹介されています。

あなたのお宅は地震に耐えられますか？
建物を強くするための基礎知識を身につけましょう。建物の強さを左右しているのは、柱の間隔や壁、柱を斜めに支えるすじかいの量です。自治体によっては、**耐震改修費の所得税控除や固定資産税の軽減措置・耐震補強工事費の一部助成**などの支援策を設けていますので、市町村役場に問い合わせてみるといいですね。

地震から命を守るため、お部屋の総点検を
「生き残ってから」よりも**「生き残るための努力」**を先に行いましょう。
家具の固定や寝ている間の安全を確保して、逃げ遅れないように準備しましょう。

日ごろから準備しておきたいもの
家庭やオフィスに常備しておきたいものは、「あれば便利なもの」より先に**「無ければ困るもの」**を常にまとめて身近においておきましょう。(常備薬・メガネ・通帳や保険証の番号を控えたメモ帳など)

家族みんなで防災会議
災害は、家族が揃っているときに起こるとは限りません。家族がばらばらにいる可能性もあります。自宅や職場の近くの**避難場所を確認**しましょう。自分の身の安全を家族や知人に知らせる連絡方法を家族みんなで決めて、**災害用伝言ダイヤル171**などの使い方を覚えておきましょう。

ふだんから地域のつながりが大切です
大規模災害時の救助や避難などには、隣近所どうしの助け合いが欠かせません。自分の住んでいる町の危険なところを知っておいたり、ご近所付き合いやお年寄りへの声かけなど、**普段からの心配りがいざというときに力を発揮します。** (青島彩子)



情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋本部 052-571-5480 info@asahitax.or.jp 土井まで

Question (海外渡航費の取扱い)

当社は、資本金2千万円の中小企業です。先般、会社の同業者団体で海外視察行い、社長である私が参加しました。全行程10日間の内訳は、業務6日、観光0.5日、移動3日、休養0.5日で、費用は30万円かかりました。

この場合、税務上の取扱いはどうなりますか？全額を経費として損金算入できますか？

Answer

海外渡航に観光を伴う場合は、業務部分と非業務部分に按分し、業務部分の費用は旅費、非業務部分の費用は旅行をした役員又は使用人に対する給与として取扱われます。

ご質問の事例の場合、業務部分の割合が90%以上となるため、30万円の全額を旅費として損金算入することができます。

解説



【判断基準】

海外渡航費について、税務上は次の場合に限り、旅費として損金算入を認めています。

1. その海外渡航が、その法人の業務の遂行上必要なものであること
2. その渡航のために通常必要と認められる部分の金額に限ること

通常必要と認められる金額を超える部分については、旅行をした役員又は使用人に対する給与となります。役員の場合には、定期同額給与に該当しないため、損金算入できません。

【業務部分と非業務部分の按分】

海外渡航に観光を伴う場合は、費用を業務部分と非業務部分とに按分計算する必要があります。同業者団体等が主催する旅行については、次の損金等算入割合が使用されます。

損金等算入割合(X) = $A / A + B$ (10%単位で四捨五入)

A: 業務期間の日数

B: 観光期間の日数

C: 旅行日の日数(原則として目的地までの往復及び移動に要した日数)

D: A、B、C以外の日数

日数区分は、昼間の通常の業務時間(おおむね8時間)を1.0日としてその行動状況に応じ、おおむね0.25日を単位として算出します。

この損金等算入割合(X)に応じて、原則として、次のような取扱いになります。

90%以上	全額旅費(損金算入)
50%以上90%未満	往復の旅費は全額旅費、その他費用は(X)を乗じて旅費、残りは給与
10%超50%未満	旅行費用総額に(X)を乗じて旅費、残りは給与
10%以下	全額給与

ご質問の事例の場合、損金等算入割合は6日(業務) / 6.5日(業務 + 観光) = 0.92(90%)で、90%以上となるため、全額旅費として損金算入することができます。

根拠条文等

法人税法基本通達 9-7-6(海外渡航費)、同 9-7-9(業務の遂行上必要と認められる旅行と認められない旅行とを併せて行った場合の旅費)

「海外渡航費の取扱いについて」(法令解釈通達) 平成12年10月11日